

# 自転車王国とくしま Go around コース P R ムービー制作業務仕様書

## 1 委託業務の名称

自転車王国とくしま Go around コース P R ムービー制作業務

## 2 委託業務の目的

徳島県が推進する「自転車王国とくしま」の取組を広く国内外に発信し、観光向けに設定した、「自転車王国とくしま Go around コース」のプロモーション映像を制作する（「自転車王国とくしま Go around コース」：別添コースマップ参照。）。

## 3 業務期間

契約締結の日から令和元年10月15日まで

## 4 委託費

金 2,489,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 業務内容

### （1）事前調整等

受託者は、被写体となる施設等への撮影の申し入れ、ドローン飛行等を含む撮影に係る許可申請、ロケハン、肖像権等の諸権利の整理、機材の準備等、映像制作に付随する全ての必要な業務を実施すること。

### （2）企画

制作する映像コンテンツは、本県の豊かな自然等の中でのサイクリングを織り交ぜるなど、Go around コースの魅力を表現し、国内及び海外それぞれの特性を理解した上で、それぞれが訪れたいと思わせる国内向け及び海外向けの内容とすること。また、撮影に当たっては、関係法令、条例及び規則を遵守するとともに、自然環境を損なわず、地域社会や観光客への迷惑にならないよう、十分に配慮すること。

### （3）撮影

制作に当たっては、制作物がイメージできる映像シナリオや構成案、絵コンテ等を事前に委託者に提出し、その承認を受けること。

### （4）編集

撮影した動画・静止画を用いて編集作業を行う。なお、納入期限までに撮影が困難な素材がある場合等には、受注者が既に保有する動画及び静止画や、受注者が撮影したもの以外に手配できる動画を活用することを妨げない。なお、借用映像を使用する際の手続き等は受託者が行うこと。

必要に応じてナレーション及び字幕の挿入を行うこととし、対応言語は、日本語、英語及び中国語とする。なお、翻訳はネイティブチェックを必須とし、

ナレーションはネイティブスピーカーが行うこと。

音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を活用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。なお、著作権等の許諾が必要な場合は手続き等を受託者が行うこと。

(5) 成果品

ア 総集編PRムービー（短尺：2分程度）

イ A, B, C, D各コースのムービー合計4本（短尺：1～2分程度）

(6) 成果品の提出

受託者は、委託業務終了後、下記により速やかに業務委託実施報告書（指定様式）と合わせて成果品を提出すること。

提出物

ア 実施報告書 1部

イ 「自転車王国とくしま Go around コース」PRムービー 計5本

総集編映像 1本(短尺2分程度), 各コースの映像合計4本(短尺1～2分程度)

ウ 納品データ

納品品質:4K30P(4K解像度), 納品フォーマット:XAVC(将来の再編集が可能), MP4(PCで視聴可能), 納品形態:HDDとDVD

エ 提出先：徳島県県民環境部スポーツ・文化局スポーツ振興課

6 著作権

(1) 著作権者

著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、徳島県に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、徳島県が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

ア 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は、受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものである。

イ 受託者又は受託者が従前から所有していた映像等を使用する場合も前記のとおりとする。

ウ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

エ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、徳島県と受託者で協議のうえ処理することとする。

7 その他留意事項

(1) 委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、徳島県との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心掛けることとする。

(2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ徳島県と協議のうえ処理するものとする。